大阪市環境影響評価条例

平成10年4月1日 大阪市条例第29号

改正 平成12年4月1日

大阪市条例第54号

改正 平成20年9月19日

大阪市条例第84号

改正 平成24年2月29日 大阪市条例第27号

目 次

第1章 総 則(第1条-第6条)

第2章 方法書の作成及び環境影響評価の実施等 (第7条-第12条)

第3章 準備書(第13条-第20条)

第4章 評価書(第21条・第22条)

第5章 評価書の公告及び縦覧後の手続(第23条 - 第29条)

第6章 対象事業の内容の変更等(第30条-第32条)

第7章 環境影響評価その他の手続の特例(第33 条-第35条)

第8章 大阪市環境影響評価専門委員会(第36条)第9章 雑 則(第37条-第45条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、大阪市環境基本条例(平成7 年大阪市条例第24号) 第12条の規定に基づき、土 地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事 業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影 響評価を行い、及び事業の実施後に事後調査を行 うことが環境の保全及び創造上重要であることに かんがみ、環境影響評価及び事後調査について本 市等の責務を明らかにするとともに、環境影響の 程度が著しいものとなるおそれがある事業につい て環境影響評価及び事後調査が適切かつ円滑に行 われるための手続その他所要の事項を定めること により、その事業に係る環境の保全及び創造につ いて適正な配慮がなされることを確保し、もって 現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活 を営むことのできる良好な都市の環境の確保に資 することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境影響評価」とは、 事業(特定の目的のために行われる一連の土地の 形状の変更(これと併せて行うしゅんせつを含 む。)並びに工作物の新設及び増改築をいう。以 下同じ。)の実施が環境に及ぼす影響(当該事業 の実施後の土地又は工作物において行われること が予定される事業活動その他の人の活動が当該を 業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下「環境影響」という。) について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、 予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程 においてその事業に係る環境の保全及び創造のた めの措置を検討し、この措置が講じられた場合に おける環境影響を総合的に評価することをいう。

- 2 この条例において「対象事業」とは、別表に掲げる事業の種類のいずれかに該当する1の事業であって、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして市規則で定めるもの(環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する対象事業を除く。)をいう。
- 3 この条例において「事業者」とは、対象事業を 実施し、又は実施しようとする者(委託に係る対 象事業にあっては、その委託をし、又は委託をし ようとする者)をいう。
- 4 この条例において「事後調査」とは、対象事業 に係る工事の着手後に当該対象事業の実施に係る 環境影響を把握するために行う調査をいう。

(本市の責務)

第3条 本市は、この条例の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続が適切かつ円滑に行われるように必要な助言、指導、情報の提供その他の措置を講ずるとともに、環境影響評価及び事後調査の手法の研究に努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、対象事業を実施するに当たって は、この条例の規定による環境影響評価、事後調 査その他の手続を適切かつ円滑に行い、当該対象 事業の実施による環境への負荷をできる限り回避 し、又は低減するように努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、この条例の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続が適切かつ円滑に行われるように当該手続の実施に協力しなければならない。

(技術指針の策定等)

- 第6条 市長は、環境影響評価及び事後調査が科学的知見に基づき適切に行われるようにするため、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法、事後調査の項目及び手法その他環境影響評価及び事後調査に係る技術的な事項に関する指針(以下「技術指針」という。)を策定するものとする。
- 2 市長は、技術指針について常に最新の科学的知 見に基づき検討を加え、必要があると認めるとき は、技術指針を改定するものとする。
- 3 市長は、技術指針を策定し、又は改定するときは、あらかじめ大阪市環境影響評価専門委員会(以下「専門委員会」という。)の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、技術指針を策定し、又は改定したとき は、その旨を公告するものとする。

第2章 方法書の作成及び環境影響評価の実施等

(方法書の作成等)

第7条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を 行う方法について、技術指針で定めるところによ り、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法 書(以下「方法書」という。)を作成しなければ ならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、目的及び内容
- (3) 対象事業の実施を予定している区域及びその 周囲の概況
- (4) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(当該手法が決定されていない場合にあっては、対象事業に係る環境影響評価の項目)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める 事項
- 2 事業者は、方法書を作成したときは、市規則で 定めるところにより、市長に対し、方法書及びこ れを要約した書類(次条において「要約書」とい う。)を提出しなければならない。

(方法書の公告及び縦覧)

第8条 市長は、方法書及び要約書の提出を受けた ときは、その旨を公告するとともに、当該方法書 及び要約書の写しを公告の日から起算して1月間 縦覧に供するものとする。

(方法書についての意見書の提出等)

- 第9条 方法書について環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者は、市規則で定めるところにより、前条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、市長又は事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。
- 2 事業者は、前項の意見書の提出を受けたときは、 同項の期間を経過した後速やかに、市長に対し、 同項の規定により述べられた意見の概要を記載し た書類を提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の意見書又は前項の書類の提出 を受けた場合において必要があると認めるとき は、事業者に対し、期限を定めて、第1項の意見 についての見解を書面により述べるよう求めるこ とができる。

(方法書についての市長の意見)

- 第10条 市長は、方法書の提出を受けたときは、市規則で定める期間内に、当該方法書について、前条第1項の意見及び同条第3項の見解を勘案して、事業者に対し、環境の保全及び創造の見地からの意見を書面により述べるものとする。
- 2 市長は、前項の規定により意見を述べるときは、 あらかじめ専門委員会の意見を聴くものとする。

(環境影響評価の項目等の選定)

- 第11条 事業者は、前条第1項の市長の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第9条第1項の意見に配意して、第7条第1項第4号に掲げる事項について検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定による選定を行うに当た り必要があると認めるときは、市長に対し、技術 的な助言を記載した書面の交付を受けたい旨の申

出を書面によりすることができる。

(環境影響評価の実施)

第12条 事業者は、前条第1項の規定により選定した項目及び手法に基づいて、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

第3章 準備書

(準備書の作成等)

- 第13条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、技術指針で定めるところにより、当該環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成しなければならない。
 - (1) 第7条第1項第1号から第3号までに掲げる 事項
 - (2) 第9条第1項の意見の概要
 - (3) 第10条第1項の市長の意見
 - (4) 前2号の意見についての事業者の見解
 - (5) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
 - (6) 第11条第2項の助言がある場合には、その内容
 - (7) 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるものア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの(環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。)
 - イ 環境の保全及び創造のための措置(当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。)
 - ウ イに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該 環境の状況の把握のための措置

エ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

- (8) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める 事項
- 2 事業者は、準備書を作成したときは、市規則で 定めるところにより、別表に掲げる対象事業の種 類ごとに市規則で定める時期までに、市長に対し、 準備書及びこれを要約した書類(以下「要約書」 という。)を提出しなければならない。

(関係地域の決定等)

第14条 市長は、準備書及び要約書の提出を受けたときは、当該準備書及び要約書を受理した日から起算して30日以内に、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(以下「関係地域」という。)を定め、速やかにその旨を事業者に通知するものとする。

(準備書の公告及び縦覧等)

第15条 市長は、前条の規定により通知をしたとき は、準備書及び要約書の提出を受けた旨並びに関 係地域を公告するとともに、当該準備書及び要約 書の写しを公告の日から起算して1月間縦覧に供 するものとする。

2 市長は、法令又は条例の規定による免許、特許、 許可、認可、承認若しくは同意(以下「免許等」 という。)又は届出(当該届出に係る法令又は条 例において、当該届出に関し、当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができることが規定されているものに限る。以下「特定届出」という。)が、その実施に際し必要とされる対象事業に係る準備書及び要約書について、前項の規定による公告を行ったときは、当該免許等を行う者又は当該特定届出を受理する者に対し、当該準備書及び要約書の写しを送付するものとする。

(説明会の開催等)

- 第16条 事業者は、市規則で定めるところにより、 前条第1項の縦覧期間内に、関係地域内において、 準備書の記載事項を周知させるための説明会(以 下「説明会」という。)を開催しなければならな い。この場合において、関係地域内に説明会を開 催する適当な場所がないときは、関係地域以外の 地域において開催することができる。
- 2 事業者は、説明会を開催するときは、その開催を予定する日時、場所その他市規則で定める事項を記載した書面を市長に提出するとともに、説明会の開催を予定する日の1週間前までに、これらの事項を周知させなければならない。
- 3 事業者は、説明会を開催したときは、市規則で 定めるところにより、速やかにその結果を記載し た書類を作成し、これを市長に提出しなければな らない。
- 4 事業者は、その責めに帰することができない事由であって市規則で定めるものにより、第2項の規定による周知をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、市規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出るとともに、前条第1項の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により、準備書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

(準備書についての意見書の提出等)

- 第17条 準備書について環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者は、市規則で定めるところにより、第15条第1項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、市長又は事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。
- 2 事業者は、前項の意見書の提出を受けたときは、 同項の期間を経過した後速やかに、市長に対し、 同項の規定により述べられた意見の概要を記載し た書類を提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の意見書又は前項の書類の提出 を受けた場合において必要があると認めるとき は、事業者に対し、期限を定めて、第1項の意見 についての見解を書面により述べるよう求めるこ とができる。

(公聴会の開催)

- 第18条 市長は、前条第1項の意見書又は同条第2項の書類の提出を受けたときは、準備書について環境の保全及び創造の見地からの意見を聴くため、公聴会を開催するものとする。ただし、市長が公聴会を開催する必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 前項に定めるもののほか、公聴会の開催に関し 必要な事項は、市規則で定める。

(公述意見書の作成等)

第19条 市長は、公聴会を開催したときは、当該公聴会において述べられた意見を記載した書面(以下「公述意見書」という。)を作成し、その写しを事業者に送付するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、期限を定めて、公述意見書に記載された意見についての見解を書面により述べるよう求めることができる。

(準備書についての市長の意見)

- 第20条 市長は、準備書の提出を受けたときは、市規則で定める期間内に、当該準備書について、第17条第1項の意見及び同条第3項の見解並びに前条の意見及び見解を勘案して、事業者に対し、環境の保全及び創造の見地からの意見を書面により述べるものとする。
- 2 市長は、前項の規定により意見を述べるときは、 あらかじめ専門委員会の意見を聴くものとする。

第4章 評価書

(評価書の作成等)

- 第21条 事業者は、前条第1項の市長の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第17条第1項の意見に配意して、準備書の記載事項について検討を加え、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下「評価書」という。)を作成しなければならない。
 - (1) 第13条第1項各号に掲げる事項
 - (2) 第17条第1項の意見の概要
 - (3) 公述意見書に記載された意見の概要
 - (4) 前条第1項の市長の意見
 - (5) 前3号の意見についての事業者の見解
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める 事項
- 2 事業者は、評価書を作成したときは、市規則で 定めるところにより、これを市長に提出しなけれ ばならない。

(評価書の公告及び縦覧等)

- 第22条 市長は、評価書の提出を受けたときは、その旨を公告するとともに、当該評価書の写しを公告の日から起算して1月間縦覧に供するものとする。
- 2 市長は、免許等又は特定届出がその実施に際し 必要とされる対象事業に係る評価書について、前 項の規定による公告を行ったときは、当該免許等 を行う者又は当該特定届出を受理する者に対し、 当該評価書の写しを送付するものとする。

第5章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(対象事業の実施の制限)

第23条 事業者は、前条第1項の規定による公告が 行われるまでは、対象事業を実施してはならない。

(事業者の環境への配慮)

第24条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全及び創造についての適正な配慮をして対象事業を実施しなければならない。

(事後調査計画書の作成等)

- 第25条 事業者は、対象事業に係る工事に着手するときは、あらかじめ、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面(以下「事後調査計画書」という。)を作成しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、対象事業に係る工事に着手した後に事後調査計画書を作成することができる。
 - (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 対象事業の名称
 - (3) 対象事業に係る事後調査の項目及び手法
 - (4) 事後調査を行う期間
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める 事項
- 2 事業者は、事後調査計画書を作成したときは、 市規則で定めるところにより、これを市長に提出 しなければならない。
- 3 市長は、事後調査計画書の提出を受けたときは、 その旨を公告するとともに、当該事後調査計画書 の写しを公告の日から起算して1月間縦覧に供す るものとする。

(工事着手の届出)

第26条 事業者は、対象事業に係る工事に着手する ときは、あらかじめ、市規則で定めるところによ り、その旨を市長に届け出なければならない。

(工事完了の届出)

第27条 事業者は、対象事業に係る工事を完了した ときは、速やかに、市規則で定めるところにより、 その旨を市長に届け出なければならない。

(事後調査の実施等)

- 第28条 事業者は、事後調査計画書に記載された項目及び手法に基づいて、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る事後調査を行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、事業者は、市長の承認を得て、当該事業者以外の者に事後調査を行わせることができる。
- 3 事業者又は前項の規定により事後調査を行う者 (以下「事業者等」という。)は、事後調査を行ったときは、市規則で定めるところにより、次に 掲げる事項を記載した書面(以下「事後調査報告 書」という。)を作成し、市長に提出しなければ ならない。
 - (1) 事業者等の氏名及び住所(法人にあっては、 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 第25条第1項第2号及び第3号に掲げる事項

- (3) 事後調査の結果
- (4) 環境の保全及び創造のために講じた措置
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める 事項
- 4 市長は、事後調査報告書の提出を受けたときは、 その旨を公告するとともに、当該事後調査報告書 の写しを公告の日から起算して1月間縦覧に供す るものとする。

(事後調査報告書の審査等)

- 第29条 市長は、事後調査報告書の提出を受けたと きは、当該事後調査報告書について環境の保全及 び創造の見地からの審査を行うものとする。
- 2 市長は、前項の規定による審査を行ったときは、 事業者等に対し、当該審査の結果を通知するもの とする。
- 3 市長は、第1項の審査の結果、当該対象事業に 係る環境影響の程度が著しいものとなるおそれが あると認めるときは、あらかじめ専門委員会の意 見を聴いた上で、事業者等に対し、必要な措置を 講ずるよう求めることができる。

第6章 対象事業の内容の変更等

(対象事業の内容の変更の届出等)

- 第30条 事業者は、第8条の規定による公告が行われてから対象事業に係る工事が完了するまでの間に第7条第1項第2号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更後の事業が対象事業に該当するときは、市規則で定めるところにより、当該変更を行う旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該変更が事業規模の縮小、市規則で定める軽微な変更その他の市規則で定める変更に該当する場合は、この限りでない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、 その旨を公告するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、当該変更後の対象事業について第2章から前章までの規定による環境影響評価、事後調査その他の手続の全部又は一部を再度行う必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その旨を通知するものとする。
- 4 事業者は、前項の規定による通知を受けたとき は、当該通知に係る環境影響評価、事後調査その 他の手続を行わなければならない。
- 5 第23条の規定は、第22条第1項の規定による公告が行われた後に第7条第1項第2号に掲げる事項を変更して当該事業を実施しようとする事業者(前項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととなった事業者に限る。)について準用する。この場合において、第23条中「公告」とあるのは「公告(同項の規定による公告が行われ、かつ、第2章から前章までの規定による環境影響評価その他の手続が再度行われた後に行われるものに限る。)」と読み替えるものとする。

(対象事業の廃止等)

第31条 事業者は、第8条の規定による公告が行われてから第29条第2項の規定による通知を受けるまで(同条第3項の規定により必要な措置を講ずるよう求められた場合においては、市長が定める

時期まで)の間に、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 対象事業を実施しないこととしたとき
- (2) 第7条第1項第2号に掲げる事項を変更した 場合において当該変更後の事業が対象事業に該 当しないこととなったとき
- (3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、 その旨を公告するものとする。
- 3 第1項第3号の場合において、当該引継ぎ後の 事業が対象事業であるときは、前項の公告の日以 前に当該引継ぎ前の事業者が行った環境影響評 価、事後調査その他の手続は新たに事業者となっ た者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業 者について行われた環境影響評価、事後調査その 他の手続は新たに事業者となった者について行わ れたものとみなす。

(事情の変更による手続の再実施)

- 第32条 第22条第1項の公告の日から起算して5年を経過した日以後に対象事業が実施される場合(当該対象事業について第30条第1項の規定による届出があった場合において、当該変更後の対象事業について第22条第1項の公告が行われたときは、当該公告の日から起算して5年を経過した日以後に当該変更後の対象事業が実施される場合といて、市長が、環境の保全及び創造の見地から第2章から第4章まで、第25条及び第26条の規定の例による環境影響評価、事後調査計画書の作成その他の手続の全部又は一部を再度行うべきを通知したときは、事業者は、当該通知に係る環境影響評価、事後調査計画書の作成その他の手続を行わなければならない。
- 2 第23条、第30条及び前条の規定は、前項の規定により環境影響評価、事後調査計画書の作成その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、第23条中「公告」とあるのは「公告(第32条第1項の規定により環境影響評価その他の手続が行われた後に行われるものに限る。)」と読み替えるものとする。

第7章 環境影響評価その他の手続の特例

(都市計画に定められる対象事業に関する特例)

第33条 対象事業が都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設(以下「都市施設」という。)として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、第2章から第4章まで、第30条及び第31条の規定による環境影響評価その他の手続は、同法第15条第1項、第22条第1項又は第87条の2第1項の規定により当該都市計画の決定又は第87条の2第1項の規定により当該都市計画の決定により当該対象事業に係る施設に関する都市

計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、第31条第1項第3号及び第3項の規定は、適用しない。

(港湾計画に係る環境影響評価の用語の定義)

第34条 この条及び次条において「港湾環境影響評価」とは、大阪港に係る港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第1項に規定する港湾計画(以下「港湾計画」という。)に定められる港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全(以下「港湾開発等」という。)が環境に及ぼす影響(以下「港湾環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその港湾計画に定められる港湾開発等に係る環境の保全及び創造のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における港湾環境影響を総合的に評価することをいう。

(港湾環境影響評価その他の手続)

- 第35条 大阪港港湾管理者(以下「港湾管理者」という。)は、港湾計画の変更(法第48条第1項の規定の適用を受けるものを除く。)のうち市規則で定める要件に該当する内容のものを行おうとするときは、当該変更に係る港湾計画(以下「対象港湾計画」という。)について、次項及び第3項に定めるところにより港湾環境影響評価その他の手続を行わなければならない。
 - 第11条から第22条まで(第13条第1項第4号、 第15条第2項及び第22条第2項を除く。)、第30条 (第5項を除く。)及び第31条(第1項第3号及び 第3項を除く。)の規定は、前項の規定による港湾 環境影響評価その他の手続について準用する。こ の場合において、第11条の見出し中「環境影響評 価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、同条第 1項中「事業者は、前条第1項の市長の意見が述 べられたときはこれを勘案するとともに、第9条 第1項の意見に配意して、第7条第1項第4号に 掲げる事項について検討を加え」とあるのは「大 阪港港湾管理者(以下「港湾管理者」という。)は」 と、「対象事業に係る環境影響評価」とあるのは「第 35条第1項の対象港湾計画(以下「対象港湾計画」 という。)に定められる第34条の港湾開発等(以下 「港湾開発等」という。)に係る同条の港湾環境影 響評価(以下「港湾環境影響評価」という。)」と、 同条第2項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」 と、第12条の見出し中「環境影響評価」とあるの は「港湾環境影響評価」と、同条中「事業者」と あるのは「港湾管理者」と、「対象事業に係る環境 影響評価」とあるのは「対象港湾計画に定められ る港湾開発等に係る港湾環境影響評価」と、第13 条第1項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」 と、「対象事業に係る環境影響評価」とあるのは「対 象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環 境影響評価」と、「環境影響評価の」とあるのは「港 湾環境影響評価の」と、「環境影響評価準備書」と あるのは「港湾環境影響評価準備書」と、同項第 1号中「第7条第1項第1号から第3号までに掲 げる事項」とあるのは「港湾管理者の名称及び主 たる事務所の所在地」と、同項第2号中「第9条

第1項の意見の概要」とあるのは「対象港湾計画 の名称、目的及び内容」と、同項第3号中「第10 条第1項の市長の意見」とあるのは「対象港湾計 画に定められる港湾開発等の実施を予定している 区域及びその周囲の概況」と、同項第7号中「環 境影響評価を」とあるのは「港湾環境影響評価を」 と、「環境影響の内容」とあるのは「第34条の港湾 環境影響(以下「港湾環境影響」という。)の内容」 と、「対象事業に係る環境影響」とあるのは「対象 港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境 影響」と、同条第2項中「事業者」とあるのは「港 湾管理者」と、「別表に掲げる対象事業の種類ごと に市規則」とあるのは「市規則」と、第14条中「対 象事業に係る環境影響」とあるのは「対象港湾計 画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響」 と、「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、第16 条、第17条、第19条及び第20条第1項中「事業者」 とあるのは「港湾管理者」と、第21条第1項中「事 業者」とあるのは「港湾管理者」と、「環境影響評 価書」とあるのは「港湾環境影響評価書」と、同 条第2項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」 と、第30条の見出し中「対象事業」とあるのは「対 象港湾計画」と、同条第1項中「事業者」とある のは「港湾管理者」と、「第8条」とあるのは「第 15条第1項」と、「対象事業に係る工事が完了する」 とあるのは「第22条第1項の規定による公告が行 われる」と、「第7条第1項第2号」とあるのは「第 13条第1項第2号 と、「事業が対象事業」とある のは「港湾計画が対象港湾計画」と、「事業規模」 とあるのは「港湾計画に定められる港湾開発等の 規模」と、同条第3項中「対象事業」とあるのは 「対象港湾計画」と、「第2章から前章まで」とあ るのは「第11条から第22条第1項まで(第13条第 1項第4号及び第15条第2項を除く。)」と、「環境 影響評価、事後調査」とあるのは「港湾環境影響 評価」と、「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、 同条第4項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」 と、「環境影響評価、事後調査」とあるのは「港湾 環境影響評価」と、第31条の見出し中「対象事業 の廃止」とあるのは「対象港湾計画の変更の中止」 と、同条第1項中「事業者」とあるのは「港湾管 理者」と、「第8条」とあるのは「第15条第1項」 と、「第29条第2項の規定による通知を受けるまで (同条第3項の規定により必要な措置を講ずるよ う求められた場合においては、市長が定める時期 まで)」とあるのは「第22条第1項の規定による公 告が行われるまで」と、同項第1号中「対象事業 を実施しない」とあるのは「対象港湾計画を変更 しない」と、同項第2号中「第7条第1項第2号」 とあるのは「第13条第1項第2号」と、「事業が対 象事業」とあるのは「港湾計画が対象港湾計画」 と読み替えるものとする。

3 港湾管理者は、対象港湾計画の変更を行う場合には、港湾法に定めるところによるほか、前項において準用する第21条の港湾環境影響評価書に記載されているところにより、当該港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響について配慮し、環境の保全及び創造が図られるようにするものとする。

第8章 大阪市環境影響評価専門委員会

(専門委員会)

- 第36条 この条例の規定によりその権限に属するものとされた事項について、諮問に応じて審議を行わせるため、専門委員会を置く。
- 2 専門委員会は、前項に定めるもののほか、環境 影響評価及び事後調査に関する技術的又は専門的 な事項について、市長の諮問に応じ、環境の保全 及び創造の見地から調査し、又は審議するととも に、市長に意見を述べることができる。
- 3 専門委員会は、委員25人以内で組織する。
- 4 専門委員会の委員は、学識経験者その他市長が 適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 5 専門委員会の委員の任期は、2年とする。ただ し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす る。
- 6 前各項に定めるもののほか、専門委員会の組織 及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

第9章 雑則

(法の対象となる事業等に係る市長の意見形成の手 続)

第37条 市長は、法第10条第2項若しくは第4項(これらの規定を法第40条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は法第20条第2項若しくは第4項(これらの規定を法第40条第2項の規定により読み替えて適用する場合及び法第48条第2項において準用する場合を含む。)の規定により意見を述べるときは、あらかじめ専門委員会の意見を聴くものとする。

(手続の併合)

第38条 相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとするときは、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて第2章から第6章までの規定による環境影響評価、事後調査その他の手続を行うことができる。

(免許等への配慮)

- 第39条 市長は、対象事業の実施に際し免許等が 必要とされる場合において、当該免許等の権限を 有するとき又は当該免許等を行う者に対し意見を 述べることができるときは、当該免許等を行い、 又は意見を述べるに当たり、当該対象事業に係る 評価書の内容に配慮するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する場合以外の場合においては、当該免許等を行う者に対し、当該免許等を行うに当たり、当該対象事業に係る評価書の内容に配慮するよう要請することができる。

(勧告及び公表)

- 第40条 市長は、事業者等が次の各号のいずれかに 該当するときは、当該事業者等に対し、必要な措 置を講ずるよう勧告するものとする。
 - (1) この条例の規定に違反して環境影響評価、事後調査その他の手続の全部又は一部を行わないとき
 - (2) 虚偽の記載をした方法書、準備書、評価書、 事後調査計画書又は事後調査報告書を提出した

とき

- (3) 第23条(第32条第2項において準用する場合を含む。)及び第30条第5項(第32条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反して対象事業を実施したとき
- (4) 第29条第3項に規定する必要な措置を講じないとき
- (5) 第42条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、 又は忌避したとき
- 2 市長は、事業者等が正当な理由なく前項の規定 による勧告に従わないときは、その旨、当該勧告 の内容及び当該事業者等の氏名又は名称を公表す るとともに、これらの事項を当該対象事業に係る 免許等を行う者又は特定届出を受理する者に通知 するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとする ときは、あらかじめ当該公表をされるべき者にそ の理由を通知し、意見陳述の機会を与えるものと する。

(他の地方公共団体の長との協議等)

第41条 市長は、対象事業又は対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る関係地域に本市の区域に属しない地域が含まれるときは、当該対象事業に係る環境影響評価、事後調査その他の手続又は対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価その他の手続について、当該地域の属する府県又は市町村の長と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

(立入検査)

- 第42条 市長は、対象事業に係る工事が着手された後、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者等の事務所又は当該対象事業が実施されている区域に立ち入り、当該対象事業の実施状況を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その 身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなけ ればならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告等の徴収)

第43条 市長は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者等に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(適用除外)

第44条 第2章から第7章までの規定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業、建築基準法(昭和25年法律第201号)第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業については、適用しない。

(施行の細目)

- 第45条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規 則で定める。
- **附 則**(平成11年6月12日施行、附則第4条の規定、 平成11年4月26日施行、告示第406号) (施行期日)
- 第1条 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第1章、第8章及び別表の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 第2条 この条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業について、従前の環境影響評価、事後調査その他の手続に関する定めに従って作成された書類は、市長が定めるところにより、この条例の相当する規定により作成された環境影響評価、事後調査その他の手続に関する書類とみなす。
- 第3条 この条例の施行の際、現に前条の規定により準備書とみなされた書類の提出期限を経過している対象事業であって、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは市長が定める軽微な変更その他の市長が定める変更のみを行って実施されるもの(次項において「特定対象事業」という。)については、第2章から第6章までの規定は適用しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に同項の書類の提出期限から5年以上経過している特定対象事業が実施される場合において、市長が、環境の保全及び創造の見地から第2章から第5章までの規定による環境影響評価、事後調査その他の手続の全部又は一部を行うべき特別の事由があると認めて、事業者に対しその旨を通知したときは、事業者は、当該通知に係る環境影響評価、事後調査その他の手続を行わなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第6章の規定は、 前項の規定により環境影響評価、事後調査その他 の手続が行われる対象事業について適用する。
- 第4条 この条例の施行後に事業者となるべき者は、第6条第4項の公告後この条例の施行前において、第2章の規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。
- 2 前項に規定する者は、同項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、速やかに、市長が定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- **3** 市長は、前項の規定による届出があったときは、 その旨を公告するものとする。
- 4 前項の規定による公告が行われた場合において、第1項に規定する者が第2章の規定の例による環境影響評価その他の手続を行ったときは、市長は、当該規定の例による手続を行うものとする。
- 5 前項の規定による手続が行われた対象事業については、当該手続は、この条例の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

- 附 則(平成12年4月1日条例第54号) この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成20年9月19日条例第84号) この条例は、公布の日から施行する。
- **附 則** (平成24年2月29日条例第27号)
- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に提出されたこの条例に よる改正前の大阪市環境影響評価条例第7条第1 項に規定する環境影響評価方法書の公告及び縦覧 については、同条例第8条の規定は、なおその効 力を有する。

別 表(第2条関係)

- (1) 道路法(昭和27年法律第180号) 第2条第1項 に規定する道路その他の道路の新設及び改築の 事業
- (2) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄 道及び軌道法(大正10年法律第76号)による軌 道の建設及び改良の事業
- (3) 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第6項に規定する空港等の設置又は変更の事業
- (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号) 第38条第 3項に規定する事業用電気工作物であって発電 用のものの設置又は変更の工事の事業
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置並びにその構造及び規模の変更の事業
- (6) 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号に規定する終末処理場の新設又は増設の事業
- (7) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第2項に規定するばい煙発生施設その他これに類する施設を有する工場及び事業場の新設又は増設の事業
- (8) 建築基準法第2条第1号に規定する建築物 (高さが13メートル又は軒の高さが9メートル を超えるものであって、延べ面積が3,000平方メ ートルを超えるものに限る。)の新築の事業
- (9) 自動車ターミナル法 (昭和34年法律第136号) 第2条第4項に規定する自動車ターミナルその 他の自動車の駐車のための施設の新設又は増設 の事業
- (10) 遊園地その他のレクリエーション施設の新設又は増設の事業
- (11) 地下街その他の地下利用に係る施設の新設又は増設の事業
- (12) 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)による公有水面の埋立て及び干拓の事業
- 13) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2 条第1項に規定する土地区画整理事業
- (14) 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第2条第2項に規定する流通業務団地造成事業
- (15) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 に係る事業
- (16) 採石法(昭和25年法律第291号) 第2条に規定する岩石、十及び砂利の採取の事業
- (17) 前各号に掲げるもののほか、環境影響評価及 び事後調査を行う必要の程度がこれらに準ずる ものとして市規則で定める事業